

令和 4 年

西条市議会第 5 回 9 月定例会提出議案書

(その 2)

西 条 市



目 次

議案第72号 財産の取得について . . . . . 1



議案第72号

財産の取得について

次のとおり顔認証システムを取得するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

西条市長 玉井敏久

- 1 取得物件  
顔認証システム
- 2 取得の方法  
一般競争入札
- 3 取得金額  
38,500,000円
- 4 取得相手方  
松山市一番町四丁目3番地  
西日本電信電話株式会社 四国支店  
支店長 立石 篤志

## 提案理由

顔認証システムを取得することについて、議会の議決を求めようとするものである。

## 関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。